

第5回始良中央合併協議会会議次第

日時 平成16年11月19日（金）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 諸般の報告
- 4 議 事
(報告事項)
 - (1) 報告第12号 新市の事務所の位置について（協定項目4）
(協議事項)
 - (2) 協議第60号－2 新市まちづくり計画について（協定項目6）
 - (3) 協議第63号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
 - (4) 協議第64号 地方税の取扱いについて（協定項目10）
 - (5) 協議第65号 国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目21）
 - (6) 協議第66号 納税関係事業の取扱いについて（協定項目25－5）
 - (7) 協議第67号 その他事業（交通災害共済事業）の取扱いについて
(協定項目25－27－④)
- 5 その他
 - (1) 住民説明資料について
 - (2) 次回の会議日程等について
- 6 閉 会

会 議 出 席 者

福島	英行委員	代理出席
吉村	久則委員	中村 忠雄
西村	新一郎委員	
有光	謙二委員	
池田	靖委員	
川畑	繁委員	
徳田	和昭委員	
川東	清昭委員	
常盤	信一委員	
榎並	勉委員	
浦野	義仁委員	
森	正勝委員	
川畑	征治委員	
小久保	明和委員	
西	勇一委員	
道祖瀬戸	謙二委員	
森山	博文委員	
大庭	勝委員	
湯前	則子委員	
脇元	敬委員	
新村	俊委員	
宮田	揮彦委員	
榎木	ヒサエ委員	
石田	與一委員	
徳永	麗子委員	
松山	典男委員	
岩崎	薩男委員	
松永	讓委員	
八木	幸夫委員	

会 議 欠 席 者

前田 終止委員
津田和 操委員
小原 健彦委員
塩井川 幸生委員
諏訪 順子委員
松枝 洋一郎委員
井上 久夫委員
原 京子委員
山口 茂喜委員
上村 哲也委員
永田 龍二委員
砂田 光則委員
狩集 玲子委員
児玉 實光委員
林 麗子委員
原田 統之介委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

委員さんのご出席が**29**名でございます。定足数が**45**名でございますので、定足数を満たしておりますことから、ただいまから第5回始良中央合併協議会を開会いたします。一同礼。本日の会議の欠席のお届けのあった委員さん方をご紹介させていただきます。まず、前田委員、小原委員、塩井川委員、諏訪委員、松枝委員、山口委員、狩集委員、児玉委員、林委員、上村委員、井上委員の方々がご欠席でございます。まず初めに始良中央合併協議会の鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。第5回目の始良中央合併協議会を開催いたしましたところ、皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。さて、いよいよ明後日、**11月21日**は溝辺町の住民投票の日になりました。この溝辺町の状況でございますが、**11月16日**の火曜日、正式に住民投票の告示がなされました。選択肢は、ご案内のとおり、三つ、1市6町の合併、溝辺町と隼人町、その他の小さな枠組みの合併、単独、この三つの中から一つに○を付けるという方式でございますが、大変高いハードルの条件が課せられておりますが、1市6町での合併を実現するためにも是非これをクリアしていただきたいものだと思っております。当日、その**16日**の夜、溝辺町のみそめ会館で行われました1市6町の合併を推進する決起大会にも、大変寒い中ではございましたが、溝辺町内外からもたくさんの方々が集まれて大変な熱気で非常に強く心強く思ったところでございます。この決起大会には私をはじめ、それぞれのまちの首長さん、それから商工会議所の会頭さん、あるいは西村議長さん等数多くの方々も参席させていただいたところでございますが、私も協議会の会長としてその席でごあいさつをさせていただいたところでございます。この中で特に合併協議会の皆様方の中に有村町長がおいでになりまして側面的な協力をしてほしいというお話をされたこと。併せまして隼人町長が大変けがの病床の中で悶々とされておられること。そして隼人町、溝辺町のそういった組み合わせ、小さな枠の組み合わせというのはないんだということを明言しておられる。それを是非伝えてほしいと言ってくださいというような内容の話等をあいさつの中でも紹介をさせていただいたところでございます。また、冒頭溝辺町の1市6町の合併を推進する町民の会の取り組みに対しまして寄せられました鹿児島県の伊藤知事からのメッセージが披露をされておりますので、この協議会の委員の皆様には改めてその全文を紹介をさせていただきたいと思っております。知事のメッセージは、「市町村はこれから地方分権時代にふさわしい規模と能力を兼ね備えることが不可欠であり、また、県土の均衡ある発展という観点から人口**10**万人規模の地域の中核となる都市が形成されることが求められております。当始良中央地区においてもこの方向で合併が進展することが望ましいと考えており、今回の1

市6町の合併を推進する町民の会の取り組みは誠に意義深いものと考えております。」というこのような内容でございます。この内容から知事の合併推進に対する明確な姿勢とともに、この始良中央地区における中核的な都市を目指す合併に対して非常に大きな期待を寄せられていることが伝わってくるのではないかと考えているところでございます。私ども協議会といたしましてもそれぞれの皆さん方がもうそれぞれの立場で側面的な支援をされているというふうに伺っておりますし、私どももそういう対応をさせていただいているところでございますが、この溝辺町の動向、限られた期間でございますけれども、しっかりと見守りますと同時に、さらにそれぞれの立場で協力をし、この1市6町の合併の実現に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。協議会の委員の皆さん方にもどうかよろしく重ねてお願いを申し上げる次第でございます。本日は前回発言がございました新市の事務所の位置についての文言整理の報告と農業委員会の定数及び任期の取扱いについてなど6項目を協議していただくことといたしておりますので、委員の皆様方にはどうぞよろしくお願いを申し上げます。

○始良中央合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。会長よろしくお願いいたします。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長をしばらく務めさせていただきたいと思っております。皆さん方の活発なご意見・ご協力をよろしくお願いを申し上げます。初めに会議次第第3の諸般の報告です。事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げます。本日の会議資料、会議次第に続きまして次のページに諸般の報告として協議会の行事や事務局の動き等について整理をさせていただきます。お開きをいただきます。11月4日の第4回の協議会が終わりました後に開かれました主な会議等について整理をさせていただきます。それぞれの部会、分科会等のほかに開かれました主なものでございますが、11月の12日に第4回の幹事会を開催いたしております。当シビックセンターの3階の庁議室で開催をいたしました。内容につきましては、報告事項といたしまして、協議会で報告のありました合併の期日の検討小委員会の審議状況、それから協議会で承認された事項といたしまして合併の期日について、これらの件についての報告をいたしております。また、協議といたしましては協議会に報告する事項といたしまして新市の事務所の位置について、それから、協議会に提案する事項については、新市のまちづくり計画、それから農業委員会委員の定数及び任期の取扱い等本日提案をいたします議案の内容について協議をいたしております。それから、幹事会の決定事項といたしましてBランクに相当する協議事項について、これも1市6町で幹事会として整理しとつ

たものを改めましてまた1市5町としての整理もし直しております。以上のようなことがこの幹事会で協議をされた内容でございました。それから、11月の17日でございますけれども、第3回のまちづくりフォーラム会議を当多目的ホールで開催いたしております。その状況につきましては本日1枚紙で配付をいたしております。内容についてはまたお目通しを願いたいと思いますが、このフォーラムの委員の方々にご検討いただいております新市まちづくり計画の最終案についてご報告を申し上げます。そしてそれに合わせまして財政計画等についても説明をいたしております。その後それぞれ委員の方々にこのフォーラム活動に取り組んでいただいた状況等についての意見あるいは感想等をそれぞれ出席者の方々に発表をさせていただいたところでございます。併せまして増水代表の方でフォーラムとしての意見の取りまとめをされました。そのような内容のことが本日お配りをいたしましたフォーラム会議の状況として整理をしております。それから、本日が第5回の協議会ということでございます。以後の会議予定につきましては下の方に整理をしておりますが、また、本日の協議の状況の結果を踏まえまして後ほど今後の状況等についてもご説明、ご協議を願いたいというふうに考えているところでございます。以上、諸般の報告についてご報告、ご説明を終わります。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、この諸般の報告につきまして何かございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入ります。会議次第第4の(1)、報告第12号、新市の事務所の位置について事務局より報告をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央合併協議会事務局次長（間手原 修）

資料の1ページでございます。報告第12号、新市の事務所の位置について（協定項目4）、新市の事務所の位置について、第4回協議会の協議を踏まえ、次のとおり文言を整理したので、報告する。第2項目の所の「当面」を、「当面は」というのを「おおむね10年は」というふうに整理をさせていただいて提出するものでございます。本日11月の19日提出、会長名でございます。前回の協議会で委員の方から「総合支所方式の期間を『当面は』というふうに表現しているが、具体的に年数を書いた方が住民の方々に分かりやすいので、例えば、10年間というような表現に改めるよう協議してほしい。」という発言がございました。発言に対しまして賛否意見があったところでございます。協議の結論といたしまして事務局で文言を整理して次回の協議会で報告をするということになりましたので、事務局で検討した結果、協議会での意見を尊重し、文言を「おおむね10年」に改めることにいたしましたので、本日報告をするものでございます。以上、説明を終わります。な

お、2ページの方に新旧対照表で変わった所につきましてアンダーラインで訂正を行っているところでございます。以上で説明を終わります。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から説明がございましたが、何か質問ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特に質問がないようでございますので、報告第**12**号、新市の事務所の位置については終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の(2)、協議第**60**号-2、新市のまちづくり計画についてを議題といたします。本件につきましては前々回の会議で事務局の方から原案の段階で説明を行っておりますが、その後の事情の変更を含めまして補足説明がございましたら、よろしくお願ひします。はい、事務局。

○始良中央合併協議会事務局次長（間手原 修）

資料3ページでございます。協議第**60**号-2、新市まちづくり計画について（協定項目6）、新市まちづくり計画を次のとおり定めることについて協議を求めます。新市まちづくり計画は、別添新市まちづくり計画に定めるとおりとする。本日**19**日の提出でございます。会長名です。第3回協議会で原案を承認していただきまして、その後県の関係各課と事前協議を行ってきたところでございます。昨日までに県との事前協議が終わりました。その中で一部、例えば、表現の中で平仮名の「ごみ」であったりとか、片仮名の「ゴミ」があったりするということによって統一すべきではないかという指摘、それから、事業名が**17**年度から変更する分が分かっているものがございます。これにつきましては1件ございました。豊かな海づくりパイロット事業、これが**17**年からは栽培漁業ブランドかごしま推進事業というふうになるから、そのように変更した方がいいんじゃないかということ。3点目に、県の事業であります保健所等整備事業が**17**年の3月をもって完了するというので、この**17**年度からの計画については削除すべきではないかというような3点等がございました。それらを原案から修正して新市まちづくり計画を定めるものでございます。なお、資料として配付してあります計画書につきましては、事前配付という段階では県からの回答がない状況で配付をさせていただきました。修正がしてございません。製版の段階で先ほどの3件につきまして修正をさせていただきたいというふうに考えております。以上、説明を終わります。審議方よろしくお願ひいたします。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思っておりますが、ただいまの説明を踏まえまして本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましては提案のと

おり承認するというごことでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、協議第**60**号-2、新市のまちづくり計画については提案のとおり承認をされました。なお、承認されましたこの計画は早速県との本協議に入りたいと考えております。続きまして(3)、協議第**63**号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。本件は農林水産専門部会の所管となっております。専門部会長の説明をお願いいたします。はい、専門部会長。

○始良中央合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

それでは、説明をさせていただきます。資料の4ページをお開きください。協議第**63**号、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて（協定項目9）でございます。農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて次のとおり協議を求めます。

- 1、新市に一つの農業委員会を置く。
- 2、合併時に農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成**18**年4月**30**日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
- 3、在任特例後行われる選挙については、選挙による委員の定数を**30**人とし、旧市町村単位で選挙区を設置する。ただし、各選挙区の委員の定数は新市において調整する。本日の提案でございます。会長名でございます。たくさん資料が付いておりますけど、**16**ページの新旧対照表をご覧いただきたいと思っております。それでは、項目ごとに説明をさせていただきます。項目1ですが、新市に一つの農業委員会を置くということでございますが、これは5月**30**日の溝辺町を含む1市6町の協議会の承認事項と変更はございません。次に、2項目目ですが、選挙による委員の在任特例についてであります。太字の部分、太字のアンダーラインの部分に変更部分でございます。本件は5月**30**日の協議会で調整方針のご承認をいただいた時は合併の期日が**17**年の2月**14**日に決定しておりましたので、選挙による委員の任期は合併後の**17**年の7月**19**日までと決定しておりました。今回1市5町の合併期日が**18**年の11月7日に決定しましたので、合併後約6か月の経過をしまして平成**18**年4月**30**日までとしております。しかし、現在の委員の任期は平成**17**年の7月**19**日までとなっておりますので、任期が終わる日の**30**日までに、**30**日以内に選挙をしなければなりません。したがって、平成**17**年の6月か7月には選挙を行わなければならないことになっております。次に、項目3ですが、在任特例後行われる選挙の委員の定数、選挙区についてであります。これも太字のアンダーラインの部分に変更部分でございます。選挙による委員の定数につきましては5月**13**日の協議会で調整方針をいただいた時には**40**人となっております。溝辺町が外れて面積要件の関係がございまして農業委員会等に関する法律施行令の適用で、**13**ページの表にございますように、上限の**13**人という欄に該当いたします。そういうこ

とで上限の**30**人を適用しておることでございます。また、選挙区を設ける場合、選挙区の農地面積あるいは基準農業者数の関係がございますが、これも1市5町すべて条件をクリアしておりますので、各選挙区の、各旧市町村単位で選挙区を設定することが可能でございます。以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、早速協議に入りたいと思います。この件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。はい、森委員。

○始良中央合併協議会委員（森 正勝）

今説明がありましたけれども、**18**年の4月の**30**日までということで6か月間延長するわけですが、これを市長選挙や議員選挙と一緒に**11**月にできるようなあれは話はなかったもんですか。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、部会長説明してみてください。

○始良中央合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

18年の4月**30**日まで特例を使って任期を持っていった理由がございます。それにつきましては三つほどございますが、農業委員会委員の選挙の選挙人名簿は、毎年1月1日現在で登録をいたしまして、3月**31**日で確定いたします。4月**30**日に選挙すれば新しい登録者数での選挙ができるということが1点でございます。2点目といたしまして、4月に選挙を行えば、農家が農繁期でないということが一つございます。それから、在任特例の問題で約6か月というのを使っておりますが、先ほど申し上げましたように、前回の協議の時も2月に合併して7月**19**日までというような、約5か月ですか、使っておりました。また、現在1市5町の農業委員さんが**93**名いらっしゃいます。選挙による農業委員さんが**63**名、あと推薦が**30**名、これが合併すると、選挙による農業委員さんが**30**名、そして推薦による農業委員さんが最高で7名ということで約3分の1に減ってまいります。そういう関係で6か月間いろんな関係で事務の調整とか、そういうのをばししなければならないということで約6か月の在任特例を適用して、お願いしているところでございます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

もう一つご説明していただいた方が分かりいいんじゃないかと思います。7月に1回選挙をして、そのそこを少し説明された方がなお分かりいいんじゃないかと思います。意味は、**11**月に合併いたしますが、7日に合併して一緒にできないかということなんです、物理的なことと、その前のこと、後ろのこと三つ言われた。説明されないとちょっと分かりづらい。

○始良中央合併協議会農業委員会等分科会長（西山 幹夫）

農業委員の任期につきましては、**17**年の7月**19**日が3年目を迎えて任期切れと

なるわけです。その間、**30**日前に選挙をやることになります。**17**年の**6**月の**19**日から**7**月の**19**日までの間に選挙を実施すると、そのようなことになってきますので、今の任期をそのままズルズルとこう**6**か月間延長するんじゃなくしまして、新たな**3**年間の任期が**17**年の**7**月の**20**日から始まります。その関係で、合併の期日で本来ならば任期がそこでもう切れてしまうことになります。そこで在任特例を使いまして**18**年の**4**月の**30**日までということにしているわけです。農業委員会の場合は、即委員がいなくなりますと、法令事務、いろんな農地法に関する事務等が、農業委員会が存在しないことになりまして処理ができないということになります。農業の所有権移転や農地法に関する**4**条、**5**条等の申請、それから貸し借り等も、そういった審査、そのようなところが全部ができないことになりますので、選挙を行った後、合併の日から在任特例を使うということでございます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

森委員、はい。

○始良中央合併協議会委員（森 正勝）

今言われましたように、その在任特例を使うのが、農業委員会はなくなるぞと言われますけど、いつも選挙がある時にはなくなるんですよ。そういうのは全然関係ないと思うんですけども、ここでですね一応在任特例を、経済的な、財政的な面でもですね検討されたかどうかですね。その点についてはどうですか。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局。はい、事務局。

○始良中央合併協議会農林水産専門部会長（山下 弘文）

それでは、財政的に試算をしたかということでございますが、現行でいきますと**1**市**5**町で、資料にございますように、**93**名いらっしゃるわけですが、年間の費用が**5,591**万**7**千円ほどかかりますが、その選挙した後**30**人と選任委員の**7**名ということになりますと**2,293**万**5**千円程度になります。そういうことで選挙、選挙前と選挙後では**3,200**万円ぐらいの減額になるわけですか、それがあと**6**か月ちょっと延びるとということになりますとそれだけ必要ということになります。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局、はい。

○始良中央合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

私の方から補足説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、在任特例を使った場合は、例えば、今回が**18**年の**4**月**30**日まで在任特例を使いますよということですので、**4**月**30**日以前**30**日間の間で選挙をして新しい**3**年の任期を得る農業委員さんを選出するというようなことで、仕事が途切れなくスムーズに回っていきます。今回新設合併ということで原則論で**17**年**11**月の**7**日新市がスタートしますので、その前日で失職した場合は、その日から**50**日以内に、議員さんもですけど

も、首長さんもですけども、農業委員も選挙をするということになれば空白期間が生じます。そういうような違いがございます。それと、先ほど分科会長さんの方も言われましたけれども、農業委員会の仕事自体が許認可、土地に関する許認可です。平成**13**年でですね1市5町で月大体**135**件ぐらいの許認可の申請が来ておるようでございます。**14**年で大体**100**件ぐらい、そういうようなのが1か月なら1か月農業委員さんがいないということになれば1か月遅れの許認可とか、そういう事態も想定されることがありますので、やはりサービスの低下ということに直結するんじゃないかというようなことで、専門部会の方でも在任特例を使っての方が仕事がスムーズにいくんじゃないかというようなことで今回の調整方針案になっておるようでございます。よろしくお祈いします。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、森委員。

○始良中央合併協議会委員（森 正勝）

もう何回言っても同じでしょうから、次に、選任委員の件についてですね、ここに「選任委員は合併の日を選任する。」となっておりますけど、これはどういうことですか。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

どの部分かな。今、森委員、今何ページ、これちょっと。

○始良中央合併協議会委員（森 正勝）

9 ページです。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

意味が、選挙の委員と選任と言われますね、一方は合併の日じゃないかということ、ここをちょっと説明してください。はい。はい、事務局。

○始良中央合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

選任の、農業委員会については、選挙による委員と、そして選任による委員で構成されておるようでございます。合併につきましても、合併時につきましても、選挙による委員については在任特例も選択肢の一つでございますけれども、選任による委員につきましても合併の前日に失職いたします。それで新市がスタートした時に農業協同組合とか、共済とか、今回法的な改正で共済組合から一人とか、そして議員の推薦を受けた学識経験者とか、そういう方々の選任についてはですね新市と同時に選任されるというようなシステムになっておるようでございます。以上です。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、森委員。

○始良中央合併協議会委員（森 正勝）

今のページのですねこの下にはですね一般、「選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日」と書いてあるんですよ。そして来年の7月に

選挙があれば、また、議会で今度は選任するわけですよね、隼人も、国分も、1市5町は全部選任するわけですよ。そうすると選挙で選ばれた人も辞めるまではその任期は続くんじゃないかと私は理解したんですけど、それは違いますか。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ、事務局、答えを続けて。

○始良中央合併協議会第2調整班長（原田 修）

調整班長の原田です。お尋ねの件でございますが、選任をされた方は選挙の委員の方がいなくなる時に失職ということで、選挙の基本的には前日で全員失職でございます。あくまでも特例を使って生き残るといのは選挙の委員の方だけであって、表面的にはその日にすべての選挙の委員がなくなったと。特例で救済したということでございますので、選任の委員の方は当然その日に失職ということで、新たな合併の11月7日に選任するということでございます。以上です。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、森委員。

○始良中央合併協議会委員（森 正勝）

そうなりますと議会推薦になるわけですよね、その選任の委員は。もう農協と共済は決まっていますけど、そのほかは議会推薦となりますと、議会はまだそんなわけじゃないですか。そういうことでしますとどこで推薦されるんですか。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、どうぞ、事務局、はい。

○始良中央合併協議会第2調整班長（原田 修）

おっしゃるように、今度の法改正で農業協同組合と、それから共済、それから議会推薦、それから今回改良区、土地改良区がちょっと加わりまして、従来議会の推薦が5名ということで決まっておったんですが、今回の改正で議会推薦は4名ということでございます。当然、おっしゃるとおり、設置選挙になりますので、議会の推薦はないということでございますので、議会の構成が決まり次第、議会からの推薦を挙げるということで、スタート時点では33名と。ただ在任特例を使いますので、63名プラス3名、66名で議会の推薦が決まるまでは活動すると、そういうことでございます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。ほかにご意見ございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特にないようでございます。委員の皆様方にお諮りをいたしたいと思います。この件につきましては提案のとおり承認するというご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、議案第**63**号、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いについては提案のとおり承認をされました。続きまして(4)、協議第**64**号、地方税の取扱いについてを議題といたします。本件は住民専門部会の所管となっておりますので、専門部会長の説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

それでは、よろしく申し上げます。資料の**17**ページからになります。以下**18**ページから**33**ページが調整内容、**34**から**40**ページが関係法令、**41**ページから**42**が先進地事例、**43**ページに対照表を掲げております。それでは、協議第**64**号、地方税の取扱いについて（国民健康保険税を除く）、協定項目**10**、地方税の取扱いについて次のとおり協議を求めるものであります。協議につきましては**19**日付で会長名でございます。今回の1市5町での承認事項につきましては、前回1市6町で承認されました8項目の中で2項目目の法人市民税と7項目目の入湯税に内容及びその適用が異なっております。この2件についてご説明をいたします。資料は対照表の**43**ページをお開きください。まず、2項目目の法人市民税でございます。1市6町と1市5町との調整方針の対照表を列記しております。下線部分が変更部分でございます。今回の調整方針では、右側になりますが、2、法人市民税の均等割については、地方税法第**312**条第1項の規定に定める額とする。法人税割の税率については、国分市の例により制限税率**14.7**%を採用する。ただし、合併特例法第**10**条の規定により国分市を除く5町は合併年度を含む3年度間は現行の税率を適用するでございます。前回の1市6町での調整内容は、法人税割の税率については国分市のみが制限税率の**14.7**%を採用いたしまして、他町は**12.3**%の標準税率を適用している状況でございました。その時の調整案といたしまして**19**年度までは合併特例法の規定により不均一課税を適用することで調整いたしました。実質その期間は3年2か月になります。今回1市5町での合併期日は平成**17**年**11**月7日ということですので、国分市を除く5町は合併年度を含む3年度間は現行税率を適用することになります。よって、平成**19**年度までの実質2年5か月余りの不均一課税になるわけでございます。以上、法人市民税の調整内容でございます。次に、7項目目の入湯税でございますが、今回の1市5町での協議においては前回の調整内容とほとんど差異はございません。合併期日の関係上、1年ずらした平成**18**年の課税分からの適用になります。なお、税率区分でございしますが、その税率区分を明確にするために期日を「平成**18**年4月1日から」とうたい込みました。以上、地方税法において1市6町と今回の1市5町での異なった調整内容でございます。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思いますが、本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましても提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、協議第**64**号、地方税の取扱いについては提案のとおり承認をされました。続きまして(5)、協議第**65**号、国民健康保険事業の取扱いについてを議題といたします。本件も住民専門部会の所管となっておりますので、専門部会長の説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

資料は**44**ページになります。以下**45**ページから**55**ページまでにその詳細の内容について掲げております。それでは、協議第**65**号、国民健康保険事業の取扱いについて（協定項目**21**）、次のとおり協議を求めるものでございます。これにつきましても、先ほど同様、参考資料の新旧対照表で説明をしたいと思います。ページは**55**ページになります。お聞きください。今回の1市5町での調整方針ですが、1、国民健康保険税については、合併後の平成**18**年度課税分までは1市5町の例によりその取り扱いを継承することとし、平成**19**年度課税分から新市で統一した税率を適用する。課税方式は3割課税を廃止した3方式も含め検討する。以下納期については前回のとおりとなっております。前回の1市6町案では合併期日が平成**17**年2月の**14**日、平成**17**年2月の**14**日で行っていただきました。それで平成**17**年度の1年間を限度といたしまして、**18**年度には新市において統一した税率を適用するという調整をしておりました。期間につきましては実質不均一課税はこの時は1年一月余りでありました。そのような経過を踏まえまして今回の1市5町の調整方針も合併期日が平成**17**年**11**月7日ということからいたしまして**18**年度課税分まではそれぞれの市町においてその取り扱いを継承することとし、実質1年4月余りの不均一課税をすることにいたしました。また、課税方式については、前回の文言では「3方式を」となっておりましたが、紛らわしい表現でいろいろ戸惑いもございましたので、今回それを「3方式も含め検討する。」に改めたところでございます。以上、1項目については説明は以上のとおりでございます。なお、次に進みますが、4項目目、国民健康保険運営協議会の設置でございます。今回の1市5町の調整方針では溝辺町が抜けたことにより委員数の変更でございます。委員は各代表6名ずつの**18**名とすることで調整をいたしました。以上、国保の今回の調整方針でございます。よろしく審議を賜りますようお願い申し上げます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、早速協議に入りたいと思います。本件についてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきましても提案のとおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**65**号、国民健康保険事業の取扱いについては提案のとおり承認をされました。続きまして(6)、協議第**66**号、納税関係事業の取扱いについてを議題といたします。本件は住民専門部会の所管となっております。専門部会長の説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央合併協議会住民専門部会長（濱崎 明）

それでは、ページは**56**ページになります。以下**63**ページまでその内容について掲載しておるところでございます。協議第**66**号、納税関係事業について（協定項目**25-5**）、次のとおり協議を求めるものでございます。これにつきましても参考資料の**63**ページをお開きください。今回1市5町での調整方針は、1、個人住民税、固定資産税の前納報奨金については合併までに廃止するというところでございます。遡ってページを**57**～**8**になりますか、調整内容を掲げております。その中でこの制度が存在するのは、横川町、牧園町、霧島町の3町となっております。前回の1市6町の調整方針では、ご案内のとおり、合併期日が平成**17**年2月の**14**日で行っていただきました。即刻**17**年度課税から廃止する案で調整をいたしておりました。しかし、今回1市5町の場合、合併期日が平成**17**年**11**月の7日ということからいたしますと、平成**17**年度分の残りの納期も前納報奨金の対象になります。このような理由の下で平成**17**年度当初からの条例廃止が必要になります。少なくとも今年の**16**年の**12**月には条例改正をしなければならぬかと考えているところでございます。加えまして次の2項目目の納税組合制度の廃止も含めまして、先ほど地方税の所では言及しませんでした。各税目の納期の変更などについても同じようなことが言えるかと思われま。私ども税務専門部会といたしましては、**12**月の廃止分合議案との関係もございまして、この税条例改正案については、各市町首長にこのような状況を報告し、了解をいただいているところでございます。次に進みます。次に、2項目目の納税組合制度、これについても先に触れましたが、この件についてもご理解いただきますようお願い申し上げます。なお、後先になりましたが、項目1の個人住民税と項目2の納税組合制度の文言修正については用語の使い分けが正確にかつ明確になるように変更をいたしました。以上で1市5町での納税関係事業の調整方針についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。以上です。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件につきましてのご質問・ご意見等をお願いいたします。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

はい、それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきまして提案のとおり承認することをご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということですので、協議第**66**号、納税関係事業の取扱いについては提案のとおり承認をされました。続きまして(7)、協議第**67**号、その他事業（交通災害共済事業）の取扱いについてを議題といたします。本件は総務専門部会の所管となっております。専門部会長の説明をお願いいたします。はい、会長。
○始良中央合併協議会総務専門部会長（西重 正志）

それでは、説明をいたします。資料の**64**ページでございます。協議第**67**号、その他事業（交通災害共済事業）の取扱いについて（協定項目**25-27-④**）の説明をいたします。その他事業（交通災害共済事業）の取扱いについて次のとおり協議を求めるとしまして、1点目に交通災害共済事業については、国分市を除く5町は鹿児島県市町村交通災害共済組合及び構成団体と協議を行い、合併の日の前日に当該組合から脱退し、平成**18**年度から新市直轄事業として実施する。2点目に共済掛金の額及び給付内容は、平成**18**年度から5町の方式に統一する。3点目に小・中学生、高齢者に対する免除制度は、新市において健全な事業運営の在り方を踏まえ検討するというものでございます。具体的に説明をいたします。資料の**70**ページをお開きください。その他事業（交通災害共済事業）の取扱いの1市6町、1市5町それぞれの調整方針を見ていただきます。まず1点目ですが、今回の枠組み変更で「6町」としていたものを「5町」とし、「合併の日の前日に組合から脱退し云々」の組合の前に「当該」を加え、また、「現在の国分方式に合わせ新市直轄事業として実施する。」としていたものを「平成**18**年度から新市直轄事業として実施する。」といたしております。これは構成市町が1市5町になったこと。また、合併日が平成**17**年**11**月7日になったことにより平成**17**年度当初からの新市直轄としての実施ができなくなり、**17**年度は国分市方式、5町方式でそれぞれ実施するとともに、5町は合併前日に県市町村交通災害共済組合から脱退し、平成**18**年度から新市直轄事業として実施するといたしました。なお、5町の住民は、脱退しても、掛金納付後1年間は会員資格があり、また、事故発生後2年間は請求権もあり、住民が不利益を被ることはございません。次に、2点目であります。旧調整方針では「共済掛金の額は**500**円に統一し、給付内容については合併までに調整する。」としていたものを「共済掛金の額及び給付内容は、平成**18**年度から5町の方式に統一する。」といたしております。これにつきましてはその後の分科会及び専門部会で調整した結果、平成**18**年度当初から全市統一した内容で実施できることとなり、このような調整案といたしました。次に、3点目であります。当初の2月**14**日の合併期日では、新年度スタートまで一月半しかなく、検討する時間的余裕はないことから国分市の小・中学生、高齢者に対する免除制度は合併時に一旦廃止

し、その後新市において健全な事業運営の在り方を含め検討するといたしております。今回合併期日が延びたことにより17年度中は各市町それぞれ従来の方式によってスタートせざるを得ず、年度末までその方式が続くこととなりますので、「合併時に一旦廃止する。」との文言は削除いたしました。なお、合併した11月7日以後は新市の市長の下で18年度以降の事業をどのようにしていくのかを検討していくこととなりますので、このような調整案といたしました。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思います。本件につきましてのご意見・ご質問等をよろしくをお願いいたします。特にございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りをいたします。この件につきまして提案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第67号、その他事業（交通災害共済事業）の取扱いについては提案のとおり承認をされました。続きまして会次第5のその他についてでございます。まず、住民説明会資料について事務局の説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央合併協議会計画班長（木野田 隆）

それでは、住民説明会用の資料の説明を申し上げます。資料につきましては本日机の上に配付してありました「世界にひらく 人と自然・歴史・文化がふれあう都市、始良中央1市5町の合併に向けて」という冊子でございます。まず、資料はよろしいでしょうか。開いていただきまして最初発行にあたってということでこの発行の趣旨をお示ししております。それから、目次を開いていただきたいと思いますが、今回のこの説明会資料におきましては、1市6町時では、まちづくりの概要版と、それから1市6町の合併に向けての協定項目を整理した2冊の冊子を配付いたしました。今回は1冊にまとめるということで、この目次にありますように、1番目の方がまちづくり計画、2番目の方で協定項目の変更になった説明としまして「合併でどうなる私たちの生活」というふうに取りまとめております。3番目にこれまでの経緯と今後の流れ、4番目で1市6町と5町のデータの比較というような形の整理をしております。それでは、1ページをお開きください。1ページの方には新市まちづくり計画の計画の視点ということで、今回、特に中段のこの基本的事項の基本理念の所でございますが、黒字で書いておりますように、空港のとらえ方です。フォーラム等でもいろいろと議論してまいりまして、南九州の空の玄関口である鹿児島空港というふうには空港をとらえまして、世界を視野に入れた都市づくりを目指す基本方針は1市5町でも、6町でも変わらないということで変更しないと

ということ。それから、一番下の財政計画でございますが、これは国の三位一体改革による平成**16**年度の地方交付税等が激変しておりまして状況が変わってまいりました。ハの所を書いてありますように、財政計画は、歳入に影響を及ぼします地方交付税、国庫支出金、県支出金の減額変更と、それから歳出におきまして合併特例債による普通建設事業費の減額変更を行い、財政計画全体においては、1市6町時では平成**14**年度決算額をベースにしておりましたが、今回は平成**15**年度決算ベース及び平成**16**年度の決算見込みを基にして全般的に見直しを行ったというふうにしております。2ページの方には新市の概要としまして1市5町の面積、それから、3ページ、4ページの方には、1市5町におきます人口構造、それから将来推計人口を掲載しております。5ページの方ですが、ここでは合併特例法の比較といたしまして、少し色が付いておりませんが、この真ん中の経過措置、ここにはカラー刷りでは黄色で色を付けておりますが、その経過措置での合併を目指しているということのご説明をしております。そして6ページの方に国・県の支援、それから歳出削減効果、特例債の活用等を含めて番号で左、右対応ができるようにですねその金額の所に番号が振ってございます。続きまして7ページでございますが、合併の効果ということで、1市6町から1市5町になりまして行政のスリム化についても職員数、それから首長さん方の人数、議員さん方の人数、すべて変わってきますので、スリム化の分が少し減るということで整理がしてございます。それから、7ページの下から8ページにかけましては各市町での単独シミュレーションを、先日のまちづくり計画の財政計画で説明があったとおり、国の三位一体改革によりまして地方交付税や国県支出金の激減によりまして、それと推計年度の更新によりまして出る方としまして扶助費、補助費等が増えたということで、それぞれのまちが単独でいった場合に基金が赤字になる年度が早まってきたということをお示しするために前回と今回の比較というような棒グラフを付けてございます。それから、9ページの方におきましてはそういった各市町の単独での状況が厳しくなって合併特例債においても見直しをいたしましたということでその経緯を書いております。アンダーラインを引いている所が合併特例債の活用についての考え方でございまして、前回までは1市6町で**400**億円という特例債の活用額を掲載しておりましたが、今回そういった各市町の財政状況の見直しによりまして1市6町では合併特例債活用額を**350**億円に減額し、さらに溝辺町を除く1市5町では**300**億円に設定しましたというようなことの説明を書いております。そして財政シミュレーションの結果につきましてはその基金状況を**20**年間棒グラフにしております。特に**10**年後の**27**年約**93**億、このあたりがポイントになるんですが、**12**万、**13**万の類団におきましては**70**億程度この時点で残っておれば大体健全財政ということになります。そういった形で**10**年後を**93**億、それから**34**年のあたりが**34**億と一番最少値になっておりますが、ここにおきましては、一番下に内訳として書いております取り崩しができない果実

運用基金が**29**億でございます。最低このラインをクリアしながら、そして、また、その**35**年以降は若干また基金が増えていきます。このあたりが一番特例債やいろいろな今までの起債の償還のピークでございますので、それ以後はまた若干基金が増えていくということでございます。**10**ページには財政計画としまして歳入歳出**10**か年間の財政計画の金額を入れております。それから、**11・12**ページにおきましてはまちづくりの基本理念と将来像ということで、これは最初の視点で申しましたように、変わってないということで、そのまま掲載しております。それから、**13・14**ページにおきましても地域別の振興方向におきましても溝辺町を除いた土地利用構想図に変更して、内容については変更がございません。**15・16**ページの方にはまちづくりの施策ということで一段を載せておりますが、これについても1市6町時と変更がございません。それから、**17**ページ以降が「合併でどうなる私たちの生活」ということで1市5町におきます調整方針、先ほどもございました地方税とか、国民健康保険税の取扱いが変更になりましたが、その分についての掲載をしております。特にその中でこの内容に実質的に変更があるもの、**18**ページの方の3番目ですね、の8件と、それから基本的、4番目の基本的合併協定項目の5件のうちの合併の期日、新市の事務所の位置、議会議員の定数及び任期の取扱い、この**11**件について変更しております。**19**ページ、**20**ページについてはちょっとカラーでないので分かりにくいんですが、四角の中に協定項目に網掛けをした項目だけが調整方針に変更があったもので、「その他の詳細については**21**から**26**ページに掲載しております。」というふうに書いております。お配りするカラー刷りでは、この中の2番、4番、7番、9番、**10**番、**19**番、**21**番、**25-5**、**25-27**、ここに網掛け、色付けがしてございます。**21**ページ、**22**ページをお開きください。**21**ページの方に内容が変更になった項目ということで前回の協議会で承認されました合併の期日、1市6町では2月**14**日、1市5町では**11**月7日というような形で、先ほどありました事務所の位置につきましても「当面」が「おおむね**10**年」というような形で左と右で対比ができるようにしております。詳細については後でお目通しいただきたいと思っております。それから、**23・24**ページにおきましても、先ほど提案、承認いただきました地方税の取扱いとか、町名・字名の取扱いですね、それから、**25・26**ページにおきましては、今提案がありました国保税、納税関係、その他事業の交通災害共済事業についての対比の分を住民の方に分かるように左、右で対比してございます。**27**ページ、**28**ページをお開きください。**27・28**ページにはこれまでの経緯と今後の流れということで、一番最初にこの始良中央地区に住民発議が起きました。その平成**13**年**12**月の住民発議の所から次回の予定でございます第**6**回協議会までの経緯、それから、今後の流れとしまして**16**年の**11**月から来年の、すいません、**17**年**11**月7日の新市誕生までのスケジュールを書いております。そして最後の**29**ページの方に1市5町と6町のデータ比較ということで面積、人

口、世帯数、それから国からの、国・県から受けられる財政支援措置の比較を付けております。以上が1市5町におきます住民説明会用の資料でございますが、明日、明後日の溝辺町の結果いかにしましてはこの資料は配布をしないというようなことになると思います。以上で説明を終わります。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から住民説明会用の資料についての説明がございましたが、何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。池田委員。

○始良中央合併協議会委員（池田 靖）

今のご説明の中の**21**ページですが、先ほど会長のお話にもありますように、1市6町の溝辺町の住民投票の可能性もあるわけですが、対比として**17**年**2**月**14**日というのは分かるんですが、もし1市6町になったら**2**月**14**日が実現できるというふうな解釈なんですか。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局、はい。

○始良中央合併協議会計画班長（木野田 隆）

すいません。それはですね、ここに書いておりますように、1市6町でもう既に承認された事項が左側と、右側については1市5町で承認をされた事項と、1市5町で承認された事項というようなふうに整理しておりますので、1市6町ではまたその分の協議がなされるということでございまして、あくまでこれは1市5町での承認事項というようなとらえ方で掲載をしております。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますでしょうか。西委員何かあったですか。

○始良中央合併協議会委員（西 勇一）

先ほどからの協議事項の中でもあったんですけども、例えば、国民健康保険税ですかね、例えば、今日ちょっと溝辺の方に行ったんですけども、「合併すると税金も高なったっちゃうなあ。」ということなんだけども、その人員削減とか、あるいはいろんなこの施策をとってそのリストラ的なことをやっている割には、結局税金も現行の法人市民税が国分市の**14.7%**に採用するとなっております。たまにはその**12.3**の安い方を選ぶとか、あるいはその健康保険の中でですね溝辺町とどうも、私ちょっと勘違いかもしれませんが、**1,300**円ぐらいちょっと違うようなんです、健康保険税が。そうしますとね、合併をしたわ。税金は高い方に合致。すべてをその高い方に合致するというようなですねニュアンスのある「新市に引き継ぐ。」ということがですねどうもこの水を差すようでありますけれども、ちょっと納得がいかに部分があるわけです。だから、ここらあたりですね税法のこの感覚的なものをどういうふうなその審議をされて、もうちょっと具体性のあるですね、例えば、その、このシミュレーションを見ますと、**300**億の特例法が出ますと、そ

のご利益がどこに生きてきているのか。逆にまた国分市の法人市民税にほかの4町が、5町が合わすということになりますとですね、こら何のための合併なのかなという疑問がわかんわけにもいかんような、すいません、私水を差すようなことなんですけれども、皆さんそう思いませんか。私そう思ってますね、異議なし、異議なしというのがどうも納得がいかないんですけど、私の独り事でございます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局長。

○始良中央合併協議会事務局長（藤田 満）

今2点の税につきまして、ちょっと申し訳ありません。協議が終わったということで税の担当が今退席をいたしております。法人税につきましては、いわゆる制限税率、それから標準税率それぞれ税法の中で決められておまして、それぞれ条例に規定の上でその税率を採用することができるという形になっております。そういうことで今回の協議については制限税率、国分市を採用させていただいてご提案させていただいたということでございます。それから、国民健康保険税につきましては、ご承知のとおり、この制度自体がいわゆる医療に必要な、保険給付に必要な税額を確保するということが前提になっております。と申しますのは、いわゆる支出、歳出に要する費用がございますけれども、これに要する費用に特別な財源、いわゆる国からであるとか、県からであるとか、いろいろな助成の制度がございます。これらを除きますと、それに国民健康保険を運営していく必要な財源を確保する必要がございます。これはいわゆる特別会計の扱いになっておりますので、通常の会計とは違いましていわゆる独立した会計になってまいります。そういうことからそれぞれの市町でいわゆる出に見合う税の確保をする必要があるということがございます。そして、また、この国民健康保険に加入されている方はそれぞれ、いわゆる会社にお勤めの方、それから我々公務員とか、そういう以外のいわゆる自営業の方、農業の方等が加入される保険制度でございます。そういうことでそれぞれ、この中にありますとおり、税の中身は四つの方式で算定するようになっております。均等割、平等割、それから所得に応じた課税、それから資産に応じた課税、それぞれを、地方税法の中で少し細かくなりますけれども、それぞれの割合はこういうような標準的な割合で課税はしなさいというような規定がございまして、基本的にはそれを踏まえながら、その四つの均等割、平等割、それから資産割、所得割というこういう割合に応じて課税することになってまいります。そして、また、収入の状況もそれぞれ市町で違いますので。

○始良中央合併協議会委員（西 勇一）

いや、それ分かるんだけど、今おっしゃられていることは分かるけども、しかし、合併と言ったり、それから個人的に考えたときに、**1,500**円上がるとか、2千円上がるというのは事実なるわけだから、そこらあたりの説明を今、局長が言うよ

うな説明でみんなが納得するのかということですよ。僕は納得しないと思うんですね。一方では人間は削除して町長さんを減らして、助役さんを減らして削除しますよと。一方では保険は上げますよじゃ面白くないと思うんですよ。うん、そこらあたりのところをどういうふうになつてからの説明で上げていくのですかという問題で、ただどこに合致します。全体的に言ったときは幾らですよと言うんじや、すべて合併したことによって増税になるんじゃないかと私は思うんですけども、そこらを言ってもその説明で通るんだらうかと思っているんですよ。

○始良中央合併協議会事務局長（藤田 満）

ちょっと最後の所で少し申し上げようかと思って、今その仕組みを少し説明させてもらいました。国民健康保険税についてはそういう仕組みを説明させてもらったところですよ。そういうことでこれが一つに、将来的には一つになっていくわけですので、全体を算定をいたしまして必要な税額を確保するということになります。そのところをやってみないと、これが、税率だけで判断するわけにはまいらないと思います、その内容がございまして。先ほど申しましたとおり、所得の状況とか、そういうところで違いますので、税率だけで判断するわけにはいかないわけですけども、いわゆる仕組みとしてはそのような仕組みでもって税の算定をしていくという形になります。今、国民健康保険事業に携わっている職員は今それぞれの市町にあります。これが一つに集約されるとなると当然に、例えば、1市6町でございましたら**1,200**人の職員が**960**人体制になるわけですので、当然に国民健康保険事業に携わっている人間につきましても、新市になりますと将来的にはこれに関わる人間もそれぞれに削減をしていくという形になります。いろんな意味でそういう削減効果が出てまいると思いますので、そこら辺との差というのでも出てまいります。そういうことでちょっと回答として引き下げますとか、そういう形には非常にこう即答、即断というのは今んところはできない状況でありますけれども、税の仕組みとしてはそういう形になっていると。いわゆる、ですから、削減をする材料としては出てまいるというのかなと思っています。（「もう1回、会長。」と言う声あり）

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、西委員。

○始良中央合併協議会委員（西 勇一）

今日ですね溝辺の合併推進の事務所に行きましたら、その同志ですね、合併を一生懸命しようという人たちが質問されましたよ。「どう見ても税金が上がったんげなが。」と。「うん、合併すれば税金が上がんげななち。国民健康保険も上がいげななあち。市になれば税金も上がったちゅなあ。」と。だから、私勘違いしてたんですね。「いや、安い方に合わすらしいですよ。」と言ってしまったんですね。確か溝辺町に合わすというような項目があったような感じがしたもんだから、そう

いうふうにしたんですが、考え方として新市に今度移行した時にやはり高い方に合わすということは行政のやり方としては楽かもしれないけれども、一方ではリストラ的な経費節減をしているわけだから、税の方も、そうじゃなくて、たまにはその安い方に合わすというような姿勢がですね必要じゃないかと思うんですよね。だから、そこらあたりのところがですね何かペテンにかけたようなですね、後ろ髪引かれるようなですね気がしたもんですから、今日質問をさせていただきました。納得できない。（「よろしいでしょうか。」という声あり）

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、事務局長。

○始良中央合併協議会事務局長（藤田 満）

少し、乱暴な議論をするわけにはいかないと思うんですけれども、単純に税が上がるんだと。どこに合わせるんだというそういう話だと思うんですけれども、先ほど私の少しくどい説明になったかもしれません。ただこの国民健康保険のいわゆる仕組みということをきちんと理解をしていかないと、いわゆる税率だけであるとか、その、例えば、この1市6町の中でも、1市5町の中でもその分だけを比較をしていけば高い所、低い所、率が高くても実際に額等どうなのかという部分もあります。ですから、そこをきちんと選定をしなきゃいけないと思うんですが、ただ制度の仕組みといたしましてはいわゆる出に必要な税の確保は国民健康保険税として国民健康保険事業の場合には確保しなきゃいけないというところが出てまいります。そこだけは、いわゆる特別会計で独立したいいわゆる会計という性格上、そのような課税をしていかざるを得ないと、これが基本だと思しますので、それを単純にじゃあ低い税率にしたと、税率を下げると、税を下げるというふうになりますと、その補てんをだれが、どこがやるかという議論になってまいりますので、そうしますと特別会計の独立の原則からいきますと少しほかの議論がまた出てくるのかなと。いわゆる国民健康保険に加入されていない方々からのまたご意見も、ご議論も出てこようかと思しますので、制度上はそのような仕組みになっているということのご説明をさせていただきます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

西委員、少し、例えば、国保税の部分の中で、例えば、歳出、出る部分が低くなってくると、いろいろな方法によって。そうすると下がってくるわけですし、また、一方で逆に、だから、方式はという議論とここは少し分けて考えた方がいいのではないか。必ず上がるということじゃなくて。

○始良中央合併協議会委員（西 勇一）

いや、そうじゃなくてですね、すいません。出る方が多いということは分かっているんですよ。だから、行政の中の全体的な中で結局削減する部分があるわけですがね、人件費にしてもそうだし、そういうもんから社会保険、その国民健康保険に

補てんすれば、結局そこところは解決するわけで、局長が言われる難しい言葉を言われたって、そんなことを言ったって、それは分かりますよ、そんな。出しの方が多いんだから、入りの方も多くないといけませんよというのは、あなたより俺の方がずっと分かっているよ、商売しているんだから。だけども、そうじゃなくて、合併したことによって、その合併の中からそこに補てんして、そしてできれば低い方のやつをというような努力をされているんですか、それともそうなしで今のようやり方にされるんですか。そうでないと、今、市民の方が合併したら何もかも、税金も何もかも高くなるということになりますよねと質問をしているわけですよ。あなたが言う難しいことは俺知っているの。そうじゃなくて、合併によって補てんをするか、しないかという問題なんです。これ政治的な問題でそれは会長の仕事になると思うけれども、議会の仕事になると思うけれども、そういうことを私は質問しているわけです。だから、底辺の方の声だったんですよ。「何もかも税金は上がったっちなあ。」ち言われるから、今日そういうような質問を、どういう考えなんですかという質問を申し上げたということです。以上で終わります。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

今おっしゃったこと大変、この「新市において」とか、いろんな言葉を使っております。そういうことを含めてだろうと思います。はい。

○始良中央合併協議会委員（西 勇一）

余りにも「新市に引き継ぐ。」「新市によって」という言葉が多過ぎるから、だから、新市に行ってどういことをするんだろうかと言ったときに、結果的に税金が上がったとか何とかということになると、これはもう住民をその、馬鹿にというわけじゃないけど、喜ばしといて、今度は落とすというような感じがですねするもんだから、具体的にどうなんですかとお聞きしたわけです。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、西委員が言われたこと。事務局の方で答えていること。大きくかみ合っていないと思うんですが、いろんな状況の変化も出てくるでしょうし、歳出の抑制が国民健康保険税で言うと健康いわゆるづくりを、予防医学をどんどんやっていくことによって、それは。そうすると実質的に下がる。いろんな政策も絡んでくるような気がします。そういうことを含めて、高くするというこれ方向よりも、やっぱり一方では低くする努力というそういったことも含まれているんじゃないかと思えます。ですから、今言われたような部分というのは、まさにその新しくなった所、メリットが何なのかということで考えるべきテーマだというふうには思っています。貴重なお話だという形で承らせていただきたいと思えます。ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特になければ、この住民説明会用の説明資料の分については終わらせていただき

ますが、そのほかに委員の皆さんから何かございませんでしょうか。なければ、その他の会議の日程等につきまして、はい、事務局、はい。

○始良中央合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

次回の合併協議会の開催日程でございます。次回の合併協議会の開催日程と、それから1市6町の始良中央地区合併協議会の開催日程、これは溝辺町の住民投票の結果によりまして非常に流動的でございますけれども、1市6町の合併協議会が再開する場合の日程まで含めて、ほとんど1市5町の協議会の委員の皆さんと1市6町の協議会の委員の皆さんが兼務をされておられますので、本日1市5町の分と1市6町の分と次回の合併協議会の日程をご連絡をさせていただきます。まず、この1市5町の合併協議会の次回の日程です。第6回合併協議会は、**11月25日**（木曜日）午後1時半からこの多目的ホールで開催をする予定でございます。よろしくお願いたします。次に、1市6町の始良中央地区合併協議会の日程でございます。この資料には特段書いてございませんけれども、溝辺町の住民投票の結果が出まして溝辺町が復帰をすることを町として決められまして協議会を再開することになった時のことでございますけれども、溝辺町を含めた1市6町の協議会の開催日は、先ほどご連絡をいたしました1市5町の協議会の開催日と同じ**11月25日**を考えております。溝辺町を含めた1市6町の合併協議会は1市5町の協議会に引き続きまして開催することを考えております。この場合、1市5町の合併協議会が**11月25日**1時半から始まりますので、1市5町の合併協議会の終了後、会場を若干つくり替えましておおむね3時頃からこの同じ会場で引き続いて1市6町の協議会を開催することになります。1市6町の合併協議会の会議の内容としましては、1市6町の合併協議会の再開について、さらに今後の合併協議会の進め方について、これは1市5町の協議会での協議結果を踏まえまして溝辺町が復帰をされて1市6町で再協議が必要な事項、例えば、合併の期日など、こういったものにつきまして溝辺町の委員さんを含めまして合併協議会の中で皆さんで確認をしていただきたいと思いますと考えております。そして次の次の**12月7日**に1市6町の合併協議会で協議事項として最終決定をいただくということで事務局の方では考えております。**11月25日**に1市5町の分を開催し、引き続いて1市6町を開催するということで事務局としては考えております。調印式なども視野に入れまして今後の円滑な合併協議会の運営のためにこのように考えておりますけれども、委員の皆様のご理解が得られましたら、1市6町の合併協議会の再開が明確になり次第、このような方向で後日ご連絡をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○始良中央合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方から溝辺町の動向を踏まえた今後の取り扱いについての説明がございましたが、今説明がありましたような方向で今後取り扱いを進めていくということで何か皆さん方ご意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

特にないようでございますので、そのような方向に進めさせていただきたいと思
います。ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

ほかにございませんようでございます。これで本日の議長の役目を終わらせてい
ただきたいと思ひます。委員の皆様方のご協力に心から感謝を申し上げたいと思ひ
ます。ありがとうございました。

○始良中央合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第5回始良中央合併協議会を閉会いたします。

「閉 会 午後 3時00分」